

令和2年度「国内外商談会・見本市等出展費助成事業」実施要領

1. 目的

海外取引を具体化しようとする会員に対して、海外における商談会・見本市等ならびに海外バイヤーが参加する国内の商談会・見本市等にかかる費用の一部を助成することで、出展しやすい環境を整えるとともに、海外ビジネス機会の拡大を図ることを目的とする。

2. 対象会員 一般会員

3. 対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

4. 助成内容

助成限度額： ① 国内外の商談会・見本市等出展(②を除く)：5万円または実費のいずれか低い額。
② 新規に輸出に取り組む場合又は輸出を一時中断(3年以上)していた者が取組を再開する場合の国内外の商談会・見本市等への出展：10万円または実費のいずれか低い額。※再開の場合の3年以上の中断期間は令和2年4月1日を基準日とし起算する。

※①②いずれも国内の商談会・見本市等の場合は、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限りません。

利用限度： 会員口数1口までとします。

※本事業のほか「海外渡航費助成事業」との併用が可能です。2事業合計の利用回数は3口が限度(本事業の利用は1口まで)となります。

※別記1の申請パターン例を参照してください。

5. 対象費用

海外バイヤーが参加する国内外の商談会・見本市等に出展する際の以下の費用とする。ただし、販売を目的とする催事への出展は対象とせず、また国際機構の事業により出展する場合は本事業の対象としない。

※会員同士または会員・非会員が共同出展する場合は当該会員の負担分が対象となります。

- ◆ ブース出展料、装飾費、会場借上げ費
- ◆ 機材・備品レンタル料
- ◆ 通訳・商品説明員雇用費
- ◆ 展示品輸送費(貨物保険料含む)
- ◆ その他(当国際機構が特に認める経費)

6. 本事業の利用方法・手順

別記2の利用方法・手順を参照してください。

7. その他

○本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。

○本事業は予算額に達し次第受付を終了するとともに、予算額に達した場合は助成額を減じて交付する場合がありますことを予めご承知ください。

○本要領は、令和2年4月1日より施行、適用します。

8. 問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構

990-0042 山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル5階

電話:023-687-1127 FAX:023-687-1129 E-mail:y-es@y-es.or.jp

別記1

申請例パターン例(①＝国内外の商談会等出展 ②＝新規又は輸出再開による国内外の商談会等出展)

- 1、会員口数1口の場合、①または②どちらか一方の申請
- 2、会員口数2口の場合、①または②のどちらか一方と「海外渡航費助成事業」1回1名分の申請
- 3、会員口数3口の場合、①または②のどちらか一方と「海外渡航費助成事業」1回2名分または2回各1名分の申請

別記2

本事業の利用方法、手順

(1)【申請者→機構】

様式第1号「国内外商談会出展費助成事業・助成金申請書兼請求書」の提出

本事業を利用しようとする会員は、国内外商談会・見本市等への参加・出展終了後、当機構事務局に、様式第1号「国内外商談会出展費助成事業・助成金申請書兼請求書」に参加・出展した事実がわかる下記の書類一式を添付してご提出ください。(提出は、FAX、メール、郵送、持参いずれでも構いません。)

申請期限:令和3年3月31日

【様式第1号への添付書類】

- ① 商談会・見本市等の主催者に提出した申込書または参加・出展募集要綱(コピー可)
- ② 様式第2号(経費明細リスト)
- ③ ②のリストに呼応した領収書または請求書(コピー可)
- ④ 商談会・見本市等の参加・出展報告書(書式は自由。A4版1～2枚程度にまとめる。可能な限り、商談・成約件数をその中に記載すること)

(2)【機構→申請者】

交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成及び助成額を決定した場合は、申請者に様式第3号「国内外商談会出展費助成事業・交付額決定通知書」を送付するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。

※交付額を決定する際、支払った経費が外国通貨の場合は、機構での審査日を基準に金融機関等が公表する換算レートを適用します。

※不採択の場合は、その旨を別途連絡します。